

福祉用具の軽度者の例外給付について

令和3年4月1日

関市高齢福祉課

目次

1.	概要	3
2.	例外給付の判断①	4
(1)	調査結果から例外給付の状態像と認められる場合	5
(2)	アの②及びオの③の状態像であるために貸与を必要とする場合	5
3.	例外給付の判断②	5
4.	例外的な福祉用具貸与について確認・許可の受け方	6
(1)	提出方法	6
(2)	提出先	6
(3)	提出期限	7
(4)	結果通知	7
5.	新規・更新・変更申請中の取り扱い	7
(1)	新規申請中	7
(2)	更新申請中	8
(3)	変更申請中	9
6.	フローチャート	10
7.	指定福祉用具貸与事業者へのお願い	11
(1)	基本調査項目の結果確認	11
(2)	文書の保存	11
8.	Q & A	12
別紙	福祉用具の貸与が必要な理由書	14

1. 概要

介護保険制度における軽度者（要支援 1・2 の者及び要介護 1 の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については要介護 2・3 の者を含む。以下「軽度者」という。）に対する福祉用具貸与について、その身体の状態（以下「状態像」という。）から使用が想定しにくい表 1 に示した福祉用具は、保険給付の対象外となっています。

【表 1】介護度と福祉用具貸与保険給付対象

福祉用具貸与対象種目 ※原則	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
車いす及び付属品	保険給付 対象外						
特殊寝台及び付属品							
床ずれ防止用具及び体位変換器							
認知症老人徘徊感知機器							
移動用リフト（つり具の部分を除く）							
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）							
手すり	保険給付の対象						
スロープ							
歩行器							
歩行補助つえ							
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するもの）							

ただし、軽度者の中でも法令で定められた基準に該当する方は、それらの福祉用具の貸与について、保険給付の対象として認められます。

2. 例外給付の判断①

【表2】 対象外種目の使用が想定される状態像と対応する認定調査の結果

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品 ① ②のいずれか	①日常的に歩行が困難な者	基本調査1－7が「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する調査項目なし
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 ①②のいずれか	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1－4が「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1－3が「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1－3が「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器 ①②のいずれにも該当する者	①意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3－1が「調査対象者が意思を 他者に伝達できる」以外 又は基本調査3－2～基本調査3－7 のいずれかが「できない」 又は基本調査3－8～基本調査4－15 のいずれかが「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症 の症状がある旨が記載されている場合も 含む。
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2－2が「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) ①～③のいずれか ※「昇降座いす」は、 ②で、「段差解消機」 は③で判断する。	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1－8が「3. できない」
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2－1が「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する調査項目なし
カ 自動排泄処理 装置 ①②のいずれか	①排便が全介助を必要とする者	基本調査2－6が「4. 全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2－1が「4. 全介助」

(1) 調査結果から例外給付の状態像と認められる場合

保険給付が認められていない対象外種目の貸与は、【表2】の「状態像」である場合に給付が認められます。その「状態像」にある者かどうかは、【表2】の「認定調査の結果」で判断されます。直近の要介護・要支援認定調査において、その状態像であると認められる場合、ケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員（以下「ケアマネジャー等」という。）が作成する福祉用具の貸与が必要な理由書を提出し、市の確認を受けてください。

(2) ア②及びオ③の状態像であるために貸与を必要とする場合

ア 車いす及び車いす付属品 ② 及び オ 移動用リフト ③ の状態像については、その状態像である者かどうかを判断できる調査項目がありません。ア②及びオ③の状態像であるために貸与を必要とする場合は、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が福祉用具貸与の判断をします。

ケアマネジャー等は、福祉用具の貸与が必要な理由書を作成し、主治医の所見の分かる主治医連携連絡票・相談票・意見書・診断書等（以下「主治医連携連絡票等」という。）を添えて提出してください。市が確認を行います。

3. 例外給付の判断②

2. 例外給付の判断① によって例外給付を受けられない場合でも、医師の医学的な所見に基づき、【表3】のⅰからⅲまでのいずれかに該当し、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断されている場合、市に書類を提出し、許可を受けることで福祉用具貸与が認められます。

ケアマネジャー等が作成する福祉用具の貸与が必要な理由書と、主治医が【表3】のⅰ～ⅲのいずれかに該当すると認めたことがわかる主治医連携連絡票等を市へ提出してください。

【表3】 福祉用具貸与の例外的要件

i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表2の状態像に該当する者 例：パーキンソン病治療薬によるON・OFF現象
ii)	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表2の状態像に至ることが確実に認められる者 例：がん末期の急速な状態悪化
iii)	疾病その他の原因により、身体へ重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表2の状態像に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

4. 例外的な福祉用具貸与について確認・許可の受け方

2. 例外給付の判断① 及び 3. 例外給付の判断② により例外給付を受ける場合は
いづれも市へ書類を提出し、確認・許可を受けてください。

(1) 提出書類

a. 例外給付の判断①（1）による貸与の場合

ア 福祉用具の貸与が必要な理由書（別紙）

b. 例外給付の判断①（2）及び例外給付の判断②による貸与の場合

ア 福祉用具の貸与が必要な理由書（別紙）

イ 主治医の所見のわかる連携連絡票・相談票・意見書・診断書等

※介護保険要介護・要支援認定調査において提出を受けた主治医意見書にその旨の記載がある場合はアのみ提出してください。

(2) 提出先

窓口への持参又は郵送で提出してください。

郵送での提出の場合、高齢福祉課に届いた日が書類提出日となります。

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市役所 高齢福祉課 （南庁舎1階）

TEL 0575-23-7734 FAX 0575-23-7748

(3) 提出期限

福祉用具貸与例外給付の確認・許可有効期間（以下「有効期間」という。）は、書類提出の当該月の初日から、要支援・要介護認定有効期間（以下「認定期間」という。）の終了日までです。

有効期間は月初めまで遡りができますが、例外給付が認められないと利用者は全額負担となるため、原則利用開始前に確認・許可を受けてください。確認・許可を受ける前に利用を開始する場合は、利用者に全額負担の可能性があることを必ず説明し、了承を得てください。月末に緊急で貸与を行う場合や、主治医の所見を得るのに時間がかかる場合等、月初め以上の遡りが必要な場合は別途対応いたしますので、必ず提出先までご連絡ください。

(4) 結果通知

市で確認を行い、貸与の可否については当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業所の計画担当者へ通知します。確認・許可書類の発行には1～2週間程度かかります。

5. 新規・更新・変更申請中の取り扱い

(1) 新規申請中

新規申請中の者が【表1】に示す例外給付となり得る福祉用具の貸与を受ける場合、介護度が決定していない状態での貸与となるため、見込まれる介護度に関わらず、市への提出が必要です。

新規申請中の提出による有効期間は、新規申請の結果が出るまでです。新規申請の結果、軽度者に該当する者が継続して福祉用具貸与を受ける場合は、再度提出が必要になります。なお、主治医に当該軽度者の状態像の変更がないことの確認が取れた場合は、新規申請中に提出した主治医連携連絡票等を再度使用しても構いません。

(2) 更新申請中

a. 更新申請中の軽度者が新たに対象外種目の貸与を受ける場合

更新前と更新後の認定期間でそれぞれ確認・許可が必要です。なお、更新申請の結果が出ている者が、更新前の認定期間内に新たに貸与を受ける場合は、更新前後の分を同時に2部提出しても構いません。

b. 更新申請中の軽度者が更新後も継続して貸与を受ける場合

現在軽度者の例外給付確認・許可を受けている者が、更新後の結果も軽度者に該当し、貸与を継続する場合は、更新後の認定期間について確認・許可が必要となりますので、市へ書類を提出してください。更新後の認定期間が始まる前に確認・許可を受ける必要があります。

c. 更新前に軽度者でなかった者が更新申請の結果軽度者となった場合

更新後の認定期間について、確認・許可が必要です。更新後の認定期間が始まる前に書類を提出してください。

d. 更新申請の結果が出るまでの暫定ケアプランにおいて貸与を受ける場合

更新前の認定有効期間が終了するまでに更新申請の結果が出ず、暫定ケアプランにて当該福祉用具貸与を行う場合には、軽度者の結果が出た後の提出で構いませんが、月初め以上の遡りはいりません。暫定ケアプランが1か月以上に及ぶ場合は、結果が出るまでの間の確認・許可を更新申請中に受けてください。その場合の有効期間は更新申請の結果が出るまでとなるため、更新申請の結果軽度者に該当し、貸与を継続する場合は更新後の認定期間について確認・許可を受けてください。なお、新規申請中と同じく、主治医に当該軽度者の状態像の変更がないことの確認が取れた場合は、更新申請中に提出した主治医連携連絡票等を再度使用しても構いません。

(3) 変更申請中

a. 軽度者が変更申請中に新たに対象外種目の貸与を受ける場合

軽度者に該当する者の状態が悪化し、変更申請を行ったあと結果が出るまでの間に対象外種目となる福祉用具貸与を開始する場合は、書類の提出が必要です。有効期間は変更申請前の認定期間の終了日までとなります。

変更申請の結果、介護度が変更になった後も軽度者に該当し貸与を継続する場合は、新たな介護度と認定期間についての確認・許可が必要です。再度書類提出を行ってください。なお、新規申請中と同じく主治医に当該軽度者の状態像の変更がないことの確認が取れた場合は、変更申請中に提出した主治医連携連絡票等を再度使用しても構いません。

b. 軽度者の確認・許可を受けている者が変更申請中も貸与を受ける場合

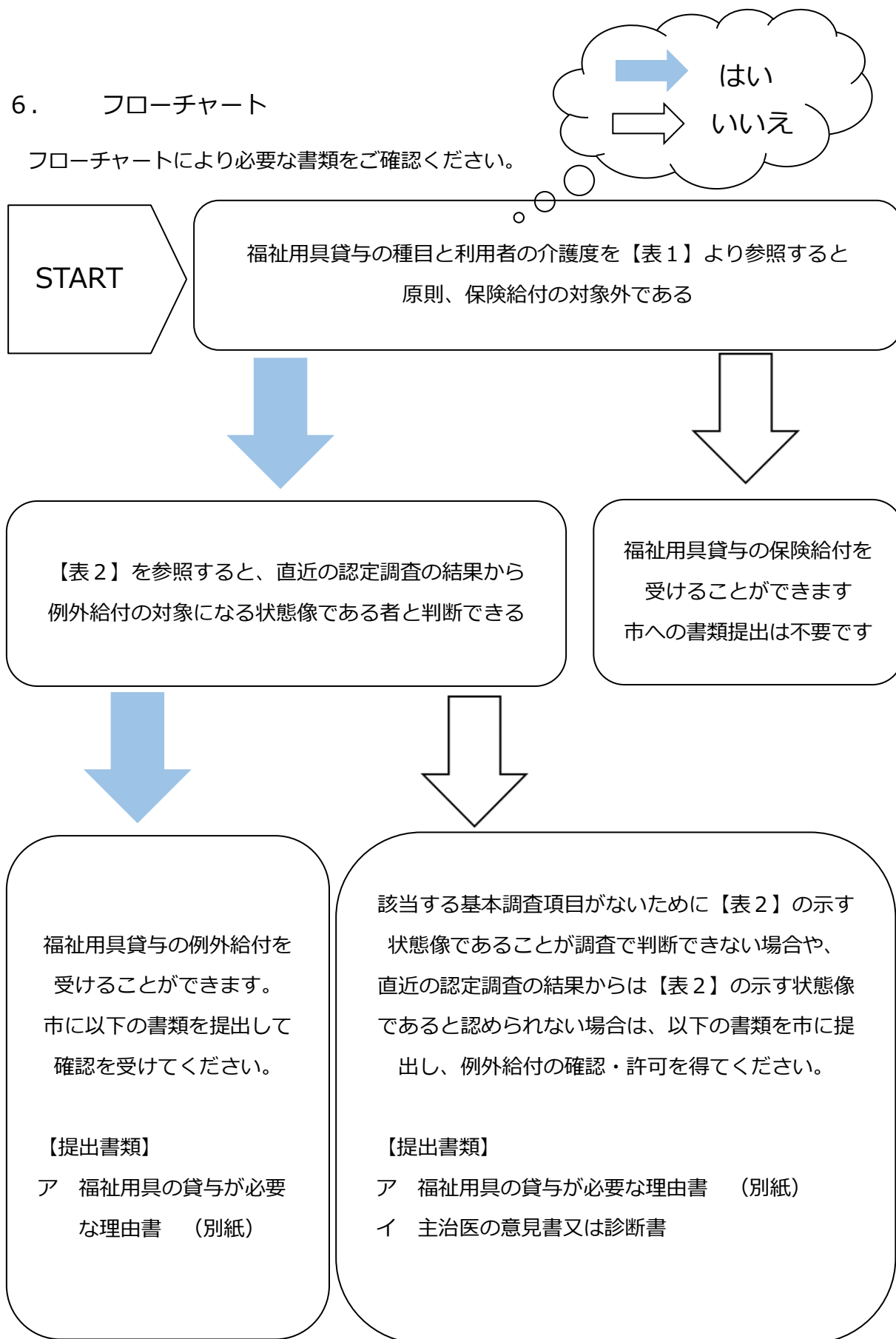
変更申請前の介護度と認定期間について例外給付の確認・許可を受けている場合、変更申請中に新たに確認・許可を受ける必要はありません。変更申請の結果、変更後の介護度も軽度者に該当し貸与を継続する場合には、新たな介護度と認定期間についての確認・許可が必要です。結果が出た後に書類提出を行ってください。

c. 軽度者でなかった者が変更申請の結果軽度者となった場合

軽度者でなかった者の状態が軽減し、変更申請を行った結果軽度者となった者が、変更申請の結果が出た後も継続して貸与を受ける場合、変更後の介護度と認定期間についての確認・許可が必要です。結果が出た後、書類提出を行ってください。

6. フローチャート

フローチャートにより必要な書類をご確認ください。



7. 指定福祉用具貸与事業者へのお願い

軽度者に対して、【表2】の判断に基づき対象外種目の指定福祉用具を算定する場合、次の2点を行ってください。

(1) 基本調査項目の結果確認

該当性を判断するため、要介護・要支援認定調査の認定調査票うち基本調査の結果の確認を行ってください。

【確認方法】

- a. 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者より、要介護・要支援認定調査の認定調査票うち基本調査の必要な部分の写しの内容が確認できる文書を入手する。
- b. 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者がいない場合は、当該軽度者本人に調査票の写しを情報開示させ、それを入手する。

(2) 文書の保存

確認に用いた文書等については、サービス記録と合わせて保存してください。

8. Q & A

Q 1. 新規申請中に保険給付対象外となり得る種目の福祉用具貸与を受けるとき、本人の状態から見込まれる介護度が明らかに軽度者でない場合でも届出が必要か。

A 1. 新規申請中の者は、介護度を持たない状態での貸与となるため、見込まれる介護度に関わらず提出が必要です。確認・許可がなされず貸与を開始し、見込みの介護度が出ずに軽度者に該当する場合には、例外給付の有効期間の遡りは行いません。提出がなかったことで利用者の全額負担となってしまう事態を防ぐためにも、見込みの介護度に関わらず例外給付の確認・許可を受けてください。

Q 2. 主治医連携連絡票等には何が記載されている必要があるか。

A 2. 以下の3点が記載されている必要があります。

- ① 当該軽度者の病名・症状等について
- ② 当該軽度者の状態像（【表2】及び【表3】参照）について
- ③ 当該軽度者が貸与をする種目が必要であるか

関市役所ホームページに「福祉用具貸与の例外給付についてのお願い」掲載しています。主治医への連絡の際にご活用ください。

Q 3. 軽度者の確認・許可を受けている者が更新申請を提出し、更新後も軽度者となった場合に、主治医から状態の変化がないことの確認が取れば主治医連携連絡票等は同じものを再度提出してよいか。

A 3. 主治医から状態像に変化がないことの確認を取ったうえで再度同じ主治医連携連絡票等を提出することができるのは、申請中に軽度者の確認・許可を受けた場合に限ります。申請中に新たに対象外種目の貸与を受けたものが、認定結果が出た後に再度軽度者の確認・許可を受ける場合に想定される再提出までの期間は1か月程度と見込まれます。この期間の短さから認めるものですので、更新時期よりも前に例外給付を受けている場合は主治医の所見のわかる連携連絡票等を取り直してください。

Q 4. 主治医連携連絡票等に、様式はあるか。

A 4. 指定の様式はありません。主治医が記載したもの（直筆のもの または 押印のあるもの）であり、A 2. に示した内容を満たしているものを提出してください。

Q 5. 介護 2 の認定が 3 月末日で終了する者が、暫定ケアプランにて特殊寝台の貸与を受ける場合、4 月 1 日から結果が出るまでの間の確認・許可を受ける必要があるか。

A 5. 更新申請中の暫定ケアプランにて福祉用具貸与を受ける場合、月初め以上の遡りはできません。

○更新申請の結果が 4 月中に出る場合

結果を確認した後で、軽度者であった場合に確認・許可を受けてください。書類提出日の月初めまでの遡りが可能であるため、4 月 1 日から結果が出るまでの間も例外給付の対象とすることができます。

○更新申請の結果が 5 月以降になる場合

更新申請の結果が遅れることによる月初め以上の遡りは行いません。4 月に福祉用具貸与を行い、5 月以降に軽度者の結果が出た後で確認・許可を受けても 4 月の例外給付は認められませんので、4 月中に 4 月 1 日から結果が出るまでの提出が必要となります。

【根拠法令】 老企第 36 号 第 2 の 9 （ 2 ） 平成 1 2 年 3 月 1 日

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

別紙

福祉用具の貸与が必要な理由書

被 保 険 者	被保険者番号										
	フリガナ										
	被保険者氏名										
	住 所	〒									
	要介護度	要支援 1 2 要介護状態区分 1 2 3 4 5									
	認定の有効期間	有効期間 年 月 日 から 年 月 日									
品 名											
必要な理由											

年 月 日

所属： 保 健 師

所属： 介護支援専門員

※ この理由書は、認定の新規・更新・変更ごとに必ず提出してください。